

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県立フェンシング場
---------	-------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
専用使用料	アマチュアスポーツに使用する場合	午前	2,100	<u>2,340</u>	240
		午後	3,500	<u>3,900</u>	400
		夜間	2,800	<u>3,120</u>	320
		1時間	700	<u>780</u>	80
	その他に使用する場合	午前	8,400	<u>9,360</u>	960
		午後	14,000	<u>15,600</u>	1,600
		夜間	11,200	<u>12,480</u>	1,280
		1時間	2,800	<u>3,120</u>	320

【備考】

改正前	改正後（案）
1 必要体育用具の使用料を含む。	1 （同左）
2 「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は正午から午後5時まで、「夜間」は午後5時から午後9時までとする。	2 （同左）
3 その他に使用する場合で日曜日、土曜日又は祝日に使用するとき、それぞれ上記使用料の額の3割増しとする。	3 （同左）

【備考】

改正前	改正後（案）
4 入場料（前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から領収する金額）又は会費を徴収して使用する場合は、催物1回につき一般1人当たりの税込入場料又は会費の額（2種類以上ある場合は、その平均額）を150倍（観客をフロアに収容するときは、200倍）した額を加算する。	4 （同左）
5 その他に使用する場合で次に掲げる団体が主催して使用する時の上記使用料の額、第3項の割増額及び前項の加算額は、上記使用料の額、第3項の割増額及び前項の加算額に、それぞれ1/2を乗じた額とする。 一 公益財団法人大分県スポーツ協会及びその加盟団体 二 地方公共団体 三 教育関係団体 四 福祉関係法の適用を受ける団体	5 （同左）
6 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に、50/100を乗じた額を加算する。	6 （同左）

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
個人使用料	一般	人/2時間	100	<u>110</u>	10
	高校生・中学生・小学生	人/2時間	60	<u>70</u>	10

【備考】

改正前	改正後
1 「高校生・中学生・小学生」とは、高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいう。	1 （同左）

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
附属設備の使用料	放送設備	一式/回	3,400	3,400	0
	長机	脚/回	60	60	0
	折り畳み椅子	脚/回	30	30	0